

事務総局会議（第25回）議事録

日時	令和2年10月6日（火）午前10時00分～午前10時58分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、長崎審議官、
議事	<p>1 高等裁判所事務局総務課長等事務打合せの開催について 村田総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 令和2年度高等裁判所首席書記官事務打合せの開催について 村田総務局長説明（資料第2）</p>
結果	◎ 了承 1, 2
秘書課長 大須賀 寛	

高等裁判所事務局総務課長等事務打合せの開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和2年11月12日（木）
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項
 - (1) 文書事務について
 - (2) 新型コロナウイルス感染症への対応について
 - (3) 情報化事務担当者（裁判部）と情報化関連業務担当者（総務課）の職務分担・連携の実情について
 - (4) ア コロナ禍における一般広報の在り方。
イ 報道対応について
 - (5) 総務事務の実情と課題について
ア 過誤対応について
イ 当事者等対応について
 - (6) その他総務事務全般の連絡協議
- 5 出席者 各高等裁判所事務局の総務課長及び文書企画官

合計 16人

【事務総局会議配布資料】

(令和2. 10. 6 総三印)

高等裁判所首席書記官事務打合せの開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和2年11月6日（金）
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項
 - (1) IT化後の書記官事務の検討について
 - (2) 書記官事務の整理について
- 5 出席者 各高等裁判所の民事首席書記官及び刑事首席書記官

合計16人

事務総局会議（第26回）議事録

日時	令和2年10月13日（火）午前10時00分～午前10時10分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、長崎審議官、
議事	<p>1 令和2年秋の勲章受章者の内定について 徳岡人事局長説明（資料第1）</p> <p>2 人事院勧告等について 徳岡人事局長説明（資料第2）</p>
結果	◎ 裁判官会議付議 1, 2
秘書課長 大須賀 寛之 	

事務総局会議資料 第1
(10月13日開催)

令和2年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
名		

令和2年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
■名		

令和2年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
名		

令和2年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
名		

令和2年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
名		

令和2年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
■	■	■

総計 ■名

事務総局会議資料 第2
(10月13日開催)

(令和2. 10. 13 人事局)

人事院勧告等

<資料目録>

- 1 人事院勧告の概要（本年の給与改定）
- 2 裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給月数表

事院勧告の概要(本年の給与改定)

ボーナスを引下げ

ボーナスを引下げ (△0.05月分)

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

期末手当・勤勉手当

(法律の公布日から実施)

- 民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月に改定(現行4.50月)
- 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

※ 今回の勧告後の平均年間給与(行政職俸給表(一)) 6,734,000円 (勧告前との差 △ 21,000円)

(参考) 近年の実施状況

	特別給(ボーナス)		(参考)月例給	行政職(一)職員の平均年間給与	
	年間支給月数	対前年比増減	勧告率	増減額	率
平成22年	3.95月	△ 0.20月	△ 0.19%	△ 9.4万円	△ 1.5%
平成23年	3.95月	-	△ 0.23%	△ 1.5万円	△ 0.2%
平成24年	3.95月	-	-	-	-
平成25年	3.95月	-	-	-	-
平成26年	4.10月	0.15月	0.27%	7.9万円	1.2%
平成27年	4.20月	0.10月	0.36%	5.9万円	0.9%
平成28年	4.30月	0.10月	0.17%	5.1万円	0.8%
平成29年	4.40月	0.10月	0.15%	5.1万円	0.8%
平成30年	4.45月	0.05月	0.16%	3.1万円	0.5%
令和元年	4.50月	0.05月	0.09%	2.7万円	0.4%
令和2年	4.45月	△ 0.05月	(別途勧告予定)	△ 2.1万円	△ 0.3%

※ 「行政職(一)職員の平均年間給与」は特別給の勧告分を示したもの

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給月数表

裁判官	改定年度	期末手当			勤勉手当			合計	
		6月期	12月期	計	6月期	12月期	計		
最高裁長官	現行	1.7	1.7	3.4				3.4	
最高裁判事	令和2年度	1.7 (支給済)	未定	未定				未定	
東京高裁長官	令和3年度以降	未定	未定	未定				未定	
その他の高裁長官									
判1									
判2									
判3	簡特	現行	0.7	0.7	1.4	1.0	1.0	2.0	3.4
判4	簡1	令和2年度	0.7 (支給済)	0.65	1.35 ▲ 0.05	1.0	1.0	2.0	3.35 ▲ 0.05
判5	簡2	令和3年度以降	0.675	0.675	1.35 ▲ 0.05	1.0	1.0	2.0	3.35 ▲ 0.05
判6	簡3								
判7	簡4								
判8									
	簡5	現行	1.1	1.1	2.2	1.15	1.15	2.3	4.5
補1	簡6	令和2年度	1.1 (支給済)	1.05	2.15 ▲ 0.05	1.15 (支給済)	1.15	2.3	4.45 ▲ 0.05
補2	簡7	令和3年度以降	1.075	1.075	2.15 ▲ 0.05	1.15	1.15	2.3	4.45 ▲ 0.05
補3	簡8								
補4	簡9								
補5	簡10								
補6	簡11								
補7	簡12	現行	1.3	1.3	2.6	0.95	0.95	1.9	4.5
補8	簡13	令和2年度	1.3 (支給済)	1.25	2.55 ▲ 0.05	0.95 (支給済)	0.95	1.9	4.45 ▲ 0.05
補9	簡14	令和3年度以降	1.275	1.275	2.55 ▲ 0.05	0.95	0.95	1.9	4.45 ▲ 0.05
補10	簡15								
補11	簡16								
補12	簡17								

事務総局会議（第27回）議事録

日時	令和2年10月27日（火）午前10時00分～午前10時31分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、長崎審議官、
議事	<p>1 人事管理協議会の開催について 徳岡人事局長説明（資料第1）</p> <p>2 令和2年度刑事事件担当裁判官協議会の開催について 安東刑事局長説明（資料第2）</p> <p>3 首席家庭裁判所調査官協議会の開催について 手嶋家庭局長説明（資料第3）</p> <p>4 令和2年度家事事件担当裁判官等協議会の開催について 手嶋家庭局長説明（資料第4）</p>
結果	◎ 了承 1, 2, 3, 4

秘書課長 大須賀 寛之

(令和2. 10. 27人職印)

人事管理協議会の開催

1 主 催 (1) 東京, 大阪, 名古屋, 福岡各高等裁判所
(2) (1)以外の高等裁判所は, 次により共催
　　ア 広島, 高松各高等裁判所
　　イ 仙台, 札幌各高等裁判所

2 期 日 令和2年12月中又は令和3年1月中の1日

3 開 催 方 法 テレビ会議システムを用いて, 各高等裁判所並びに各高等裁判所管内の地方裁判所及び家庭裁判所と最高裁判所を接続する方法により開催する。

4 協 議 事 項 人事管理上の諸問題

5 協 議 員 各高等裁判所の事務局次長及び人事課長並びに各地方裁判所及び各家庭裁判所の事務局次長

(令和2. 10. 27 刑二印)

刑事事件担当裁判官協議会の開催について

- 1 期 日 令和3年1月又は2月中の1日
- 2 開催形態 次の各高等裁判所ブロックによる共催
 - ①東京・高松, ②大阪・仙台, ③名古屋・広島, ④福岡・札幌
- 3 開催場所 ①東京, ②大阪, ③名古屋, ④福岡の各高等裁判所
- 4 協議事項 (1) 裁判員裁判の運用上の課題
(2) その他刑事事件の処理に関し考慮すべき事項
- 5 協議員 各高等裁判所本庁, 各地方裁判所本庁及び裁判員裁判に関する事務を取り扱う各地方裁判所支部の刑事事件担当の裁判官（できる限り裁判長とする。）1人

なお, これらの協議員のほか, 高等裁判所並びに複数の刑事部がある地方裁判所本庁及び裁判員裁判に関する事務を取り扱う地方裁判所支部については, 各高等裁判所管内の実情に応じて裁判官を追加して選定して差し支えない。

(令和2.10.27家三印)

首席家庭裁判所調査官協議会の開催について

1 主催 次のとおり開催

- (1) 東京、仙台各高等裁判所
- (2) 大阪、札幌各高等裁判所
- (3) 名古屋、高松各高等裁判所
- (4) 福岡、広島各高等裁判所

2 期日 令和3年2月中の1日

3 場所 1の(1)については、東京高等裁判所
1の(2)については、大阪高等裁判所
1の(3)については、名古屋高等裁判所
1の(4)については、福岡高等裁判所

ただし、各高等裁判所に対し、新型コロナウイルス感染症に関する
状況等に鑑み、必要な感染防止策を講じる観点から、具体的な開催方
法を検討するに当たっては、テレビ会議システムを用いて各家庭裁判
所間を相互に接続する方法を用いることや、出席者を限定することな
どを柔軟に検討するよう促すこととする。

4 協議事項 首席家庭裁判所調査官の執務及び家庭裁判所調査官の調査事務等に
関し考慮すべき事項

5 協議員 各家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官

合計50人

(令和2. 10. 27家二印)

家事事件担当裁判官等協議会の開催について

- 1 主催 (1) 東京、福岡各高等裁判所
(2) (1)以外の高等裁判所は、次により共催
ア 大阪、高松各高等裁判所
イ 名古屋、札幌各高等裁判所
ウ 広島、仙台各高等裁判所
- 2 期日 令和3年1月又は2月中の1日
- 3 場所 1の(1)については、各高等裁判所
1の(2)のアについては、大阪高等裁判所
1の(2)のイについては、名古屋高等裁判所
1の(2)のウについては、広島高等裁判所
ただし、各高等裁判所に対し、新型コロナウイルス感染症に関する
状況等に鑑み、必要な感染防止策を講じる観点から、具体的な開催方
法を検討するに当たっては、テレビ会議システムを用いて各家庭裁判
所間を相互に接続する方法を用いることや、出席者を限定することな
どを柔軟に検討するよう促すこととする。
- 4 協議事項 (1) 家庭裁判所全体の紛争解決機能の強化という観点から取り組む
べき調停運営に関する課題（調停の本質・利点に根差した合理的
かつ充実した新たな調停運営の在り方という観点から）
(2) 後見関係事件の運用上の諸問題及び成年後見制度利用促進基本
計画を踏まえた地方自治体との連携における課題
- 5 協議員 各高等裁判所管内の家庭裁判所において家事事件を担当する裁判官、
家庭裁判所調査官及び裁判所書記官